

# 木津川市教育委員会会議録

令和元年第10回木津川市教育委員会定例会

- 日 時：令和元年10月21日（月） 午後1時30分から午後3時17分まで
- 場 所：木津川市役所 2階 2-1会議室・2-5会議室
- 出席者：森永重治教育長、有賀やよい委員、小松信夫委員、高橋史代委員、佐脇貞憲委員  
（事務局）竹本教育部長、遠藤理事、志賀理事、藤岡教育部次長兼学校教育課長、  
西村社会教育課長、大内社会教育課担当課長

## 1. 開 会 教育長 教育長あいさつ

## 2. 前回会議録の承認

委員から、会議録中、5. その他「木津川市加茂体育館について」の質疑応答の中で、表現について指摘があった。

教育長が「老朽化施設での人の活用を続けることはあってはならない」の部分で、「安全性が確認されていない施設の利用を続けることは適切でない」に訂正のうえ、第9回定例会議の会議録の承認について提案された。

委員より異議なく承認された。

## 3. 議 事

《議案第44号 市長の権限に属する事務の補助執行について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

[説明]

保育園・幼稚園・小学校の接続の円滑化や、就学前から就学後への一体的な教育施策の推進、学校と放課後児童クラブの連携強化等を図り、より質の高い市民サービスを提供するため、令和元年11月1日より、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会が補助執行するもの。

地方自治法第180条の2に規定される、「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、地方公共団体の委員会又は委員と協議して、特に教育委員会にあっては教育長に委任又は補助執行させることができる」ことに基づき、市長より協議があった。これにより、保育の実施に関する事、放課後児童健全育成事業に関する事、子育て支援施策の調査・企画及び立案並びに子ども・子育て会議に関する事、以上の3件について、市長の権限の下、教育委員会が補助執行する。

**【質疑応答】**

委員：事務委任と補助執行の違いについて問う。

事務局：事務委任とは、権限が市長から教育委員会に委任され、教育委員会が事務の執行権限を持っており、例えば、私立幼稚園に関することについて事務委任の形をとっている。補助執行とは、執行権限は教育委員会ではなく市長にあり、関係する事務を教育長もしくは教育委員会事務局職員に補助的に執行させるもの。

**【採決】**

教育長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第45号 木津川市教育委員会規則の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

**〔説明〕**

保育園・幼稚園・小学校の接続の円滑化や、就学前から就学後への一体的な教育施策の推進、学校と放課後児童クラブの連携強化等を図り、より質の高い市民サービスを提供するため、令和元年11月1日より市長の権限に属する事務の一部を教育委員会が補助執行するため、組織機構を編成するにあたり、教育委員会規則に所要の改正を行うもの。

木津川市教育委員会規則第12条中の表に「こども宝課」を追加し、すくすくこども係の1係を置く。また、第13条関係別表中、学校教育課教育総務係の分掌事務において、施設に関することのうち、市立幼稚園のみこども宝課へ移管となったことにより、「市立幼稚園」が当該箇所より削除される。また、学校教育課学務係の分掌事務において、児童クラブの施設整備及び運営に関する事、児童クラブ使用料の賦課及び調定に関する事、児童クラブ使用料の徴収・滞納対策等に関する事、以上の3か所について、今まで市長部局の所管であったが、学校教育課学務係の所管となり追加される。一方、学務係の所管であった市立幼稚園に関する規定がこども宝課すくすくこども係の所管と規定される。これまで健康福祉部こども宝課では、保育園、児童クラブ及び子育て施策に関する事を所管していたところを、社会福祉課、健康推進課及び教育部こども宝課で分掌することとなる。社会教育課以下の分掌事務に変更はない。

**【質疑応答】**

委員からの質疑は無かった。

**【採決】**

教育長が採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第46号 木津川市教育委員会事務決裁規程の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

令和元年11月1日付けの組織機構改正に伴い、木津川市教育委員会事務決裁規程に所要の改正を行うもの。

当該規定のうち、第2条第9号にある「園長」について、「幼稚園長」のみの規定から「保育園長」も含む規定とし、第6条にある決裁事項について、幼稚園長と保育園長を同内容の規定とする。また、合併時の例規整備の際、教育委員会では個別の事務について決裁権者を別表2により定めていたが、業務内容が変遷することや、市長部局の事務決裁規程では事務内容に応じて決裁権者を規定していることに合わせ、別表2を削除し、市事務決裁規程の定めを準用する規定に改めるもの。

【質疑応答】

委員：運動会等の保育園行事に来賓として参加することはあるか。

事務局：事務の補助執行という形のため、教育委員の参加はないと考えている。

委員：校園長会には保育園長が加わることとなるのか。

事務局：現在調整中ではあるが、校園長会は従来どおり小中学校及び幼稚園長で構成する予定としている。また、保育園で開催されている園長会に幼稚園長が加わり、必要に応じて、理事や指導主事が指導に入るよう考えている。

委員：幼稚園教諭と保育士の人事交流は今後もあるか。

事務局：市民ニーズとそれぞれの園の必要人員のなかで、今後の体制を考えていく。

委員：教育委員として保育園に関わることはあるか。

教育長：決定権限が教育委員会にないため案件を議決することはないが、幼児教育に関連する事項については報告する。

【採決】

教育長が採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第47号 木津川市立学校給食センター条例の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

新学校給食センターの設置に伴い、木津川市立木津学校給食センター及び木津川市立山城

学校給食センターを廃止し、学校給食センターを2つに再編することにより、学校給食センターの名称及び位置について、所要の改正を行うもの。

当該条例第2条に規定する給食センターの名称及び位置について、新学校給食センターの名称を「木津川市立第一学校給食センター」とし、加茂学校給食センターを「木津川市立第二学校給食センター」とする。これまで旧町名を付した給食センターの名称であったが、市全体における2つのセンター体制として「第一」及び「第二」を付す名称とする。

#### 【質疑応答】

委員：生徒数の推移に応じて、給食センターの配送校は変わるか。

事務局：お見込みのとおり。

委員：廃止される2センターの今後の活用方法について問う。

事務局：市有財産利活用推進検討委員会において議論されている。

委員：給食センター運営委員会の体制はどうなるか。

事務局：現在調整中である。

委員：献立やアレルギー対策基準等を2センターで統一しているのであれば、運営委員会も1体制に統一することを検討していただきたい。

#### 【採決】

教育長が採決を行い、全員一致で可決された。

#### 4. 教育長報告（令和元年10月1日～令和元年10月21日）

教育長が、事業報告に基づき報告を行った。

#### 5. その他

##### (1) 今後の行事予定

事務局が、今後の行事予定について説明を行った。

##### (2) 木津川市加茂体育館について

事務局が、加茂体育館の廃止について資料に基づき説明を行った。

##### 〔説明〕

木津川市加茂体育館は、泉川中学校の体育館として建築されて60年が経過し、新耐震基準以前の建物で、耐震性を有しているかも不明な状態となっている。

平成30年度の利用者について、卓球（3団体）、ソフトバレーボール（7団体）、バウンドテニス（1団体）の他、加茂小学校の運動会練習や泉川中学校の部活動において、延べ40,009人が利用している。木津川市公共施設等総合管理計画施設類型別個別施設計画（令和元年8月策定・第1期）においては、「廃止（除却）または一般市民への利

用に供さない施設への転用なども含めて検討する。」とされている。以上のことから、木津川市加茂体育館については、利用者の安全性を最優先として、施設廃止を行う。

提案事項については、木津川市加茂体育館の廃止、12月市議会へ木津川市体育施設条例の改正を上程及び条例改正の議決後に木津川市体育施設条例施行規則の改正を教育委員会へ提案するという内容である。

執行予定日は、令和2年4月1日を予定している。

課題について、利用者の今後の活動場所の確保として、加茂小学校、泉川中学校、南加茂台小学校、中央体育館、市民スポーツセンター及び当尾の郷会館の体育館を利用するよう、利用者に説明をしていく。施設の使用停止措置については、本日の教育委員会で承認いただき、政策会議において政策決定を受けた後、体育協会等の登録団体へ説明し、利用団体や学校へ説明する予定である。

10月16日の社会教育委員会において意見を聴取した中で、利用者の安全を第一として廃止するには提案が遅すぎるとの声があったことについては、政策決定後、速やかに登録団体等に説明することで対応する。また、利用者に最大限配慮し、代替施設へのスムーズな移行ができるよう対応を行うこととの意見から、利用場所等の説明を丁寧に行っていくことを考えている。加えて、施設跡利用については、安全性の面から解体撤去することが望ましいとの意見を得た。

#### 【質疑応答】

委員：解体されることは決定しているのか。

教育長：まだ決定はしていない。教育委員会だけでは決定できない。市全体で利活用の検討をしている。

教育長が、これから説明する「図書館運営の見直しについて」、「学校施設について」及び「その他のうち、城山台小学校生徒数急増対策について」は、政策形成過程の案件であり、木津川市教育委員会会議規則第12条第1項第4号の規定による秘密会を提案した。併せて、会議録については、事務の執行に支障が生じなくなった段階で公表することを提案し、賛成者の挙手を求めた。

挙手全員により秘密会及び会議録を事務の執行に支障が生じなくなった段階で公表することを決定した。

#### (3) 図書館運営の見直しについて

事務局が資料に基づき説明を行った。

#### (4) 学校施設について

事務局が資料に基づき説明を行った。

- (5) 城山台小学校の児童数急増対策について  
事務局が、資料に基づき説明を行った。

説明の終了により、教育長が秘密会をといた。

- (6) 山城地方中学校体育大会駅伝競走について、事務局が報告を行った。

- (7) 最近の主な新聞記事について、教育長が説明を行った。

- (8) 次回教育委員会日程について

次回教育委員会は、令和元年11月27日（水）午後1時30分から開催することを確認した。

教育長が、会議を閉会した。